

区立小学校児童の水筒への異物混入について

令和6年2月及び3月に区立小学校2校において、児童の水筒へ異物が混入されたと思われる案件が発生しました。

つきましては、2つの事案の概要と、学校及び教育委員会の対応を下記のとおり報告します。

記

1 事案の概要及び学校の対応

(1) 事案1：杉並第九小学校

概要	令和6年2月19日（月）午後5時過ぎ、児童が学校に持参し、家へ持ち帰った水筒のお茶を口に含んだところ、塩素系洗剤のような臭いに気づき直ちに吐き出した。当該児童は翌日には通常どおり登校した。
学校の対応	2月19日（月） 家庭から学校に連絡 2月21日（水） 学校から済美教育センターに一報 2月26日（月） 学校から警察に相談 学年保護者会にて報告 2月27日（火） 全学年対象の臨時保護者会を開催

(2) 事案2：桃井第四小学校

概要	令和6年3月14日（木）午前11時30分頃、教室で児童が学校に持参した水筒の水を口に含んだところ、石けん水のような異常な味を感じ直ちに吐き出した。当該児童は翌日には通常どおり登校した。
学校の対応	3月14日（木） 教員から管理職に報告 学校から済美教育センターに一報、学校から警察に相談 3月16日（土） 全学年対象の臨時保護者会を開催

2 原因

次の原因が考えられる。

- ・薬品類の管理についての意識が低かったこと
- ・水筒等、直接口にするものの管理が不十分であったこと
- ・人が不在になる教室の安全管理に関わるルールが不明確であったこと

3 教育委員会の対応

両事案について、済美教育センターに一報が入った時点で速やかに区長部局と情報共有を行った。その上で、次の対応を行った。

(1) 事案1を受けて

- ・2月21日（水）に全区立学校・子供園に、消毒液等の管理の徹底について電子メールで依頼した。
- ・2月27日（火）に全区立学校・子供園に、2月21日の内容に加えて、外部から校内への侵入等に関する安全管理の徹底についても電子メールで依頼した。
- ・3月6日（水）に全区立学校に「防犯カメラの管理について」を通知した。

- ・ 3月6日（水）から3月25日（月）まで、杉並第九小学校の校門警備員を日中も配置した。
- ・ 3月7日（木）に全区立学校・子供園に、「学校・園における安全管理の徹底について」を通知した。

(2) 事案2を受けて

- ・ 3月14日（木）に全区立学校・子供園に、水筒の管理を含む学校の安全管理について再度の注意喚起を電子メールで行うとともに、「学校・園における安全管理の再徹底について」を通知した。
- ・ 3月15日（金）夕方に、杉並区ホームページへの掲載及びプレスリリースを行った。
- ・ 3月18日（月）夕方、臨時校長会を開催し、安全管理の再徹底について周知した。

4 現在の状況

- ・ どちらの事案も、警察の捜査中である。

5 教育委員会による再発防止策

以下の内容について、全区立学校・子供園に周知し、必要に応じて指導・助言した。

(1) 持ち物の取扱い

- ・ 学校・園が幼児・児童・生徒が持参した持ち物の適切な管理を行う。
- ・ 不要物を学校・園に持ち込まないよう指導するとともに、特に水筒等子どもが直接に口にするものについては、置き場所や管理方法についてきまりの確認及び徹底を行う。

(2) 全教職員による安全指導體制の整備

- ・ 「杉並区立学校（園）危機管理マニュアル」等をもとに、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた薬品の管理体制を再確認する。なお、感染症予防のために使用した消毒液等においても適切に管理されているか再確認を行う。
- ・ 教職員による校内巡視のきまりを再確認し、空き教室や校舎裏等、人目につきにくい場所の管理体制の確認及び徹底を行う。
- ・ 学校が作成した危機管理マニュアルや避難訓練実施計画等に基づき、不審者侵入防止の観点からチェック体制が確立されているか再確認を行う。
- ・ 校門付近に設置している防犯カメラの動作状況を定期的に点検するなど、適切な運用を行う。
- ・ 人事異動等もあることから、年度初めに学校の対応方法等を確実に引き継ぐ。

6 各区立学校・子供園において見直しを図った安全管理に関するきまり等の例

(1) 水筒の管理

- ・ 各自のかばんやランドセルの中に入れて管理する。
- ・ ロッカーの上など、決められた場所でまとめて管理する。
- ・ 教室を移動する際は水筒を持っていき各自で管理する。
- ・ 学校内への水筒の持ち込みについて時期を限定して許可する。

(2) 薬品等の管理方法

- ・ 洗剤・漂白剤については、教科準備室や職員室、主事室等、幼児・児童・生徒が自由に出入りすることのできない部屋で管理する。
- ・ 手指消毒液については教員が管理し、幼児・児童・生徒が必要なとき（給食等）のみ使用できるようにする。
- ・ 教室内の決まった場所に手指消毒液を設置し、教員の管理のもと使用する。
- ・ 特別教室には常置せず、教科担当教員が管理する。